

提供日 2014/4/14(月)

タイトル 「ドクターカー」の導入

担当 県立総合病院

連絡先 県立総合病院 経営企画課

TEL 054-247-6111(代)(内線 2123)



～ともしつくる 信頼と安心の医療～

「ドクターカー」の導入 ～迅速な救命救急のために～

(要 旨)

県立総合病院では、救命救急機能のさらなる向上のため、医師の救急対応が必要な場合、現場に急行するための緊急自動車「ドクターカー」を導入しました。

(概 要)

平成 26 年 3 月 14 日に静岡市と「ドクターカーの運用に関する協定書」を締結し、道路交通法施行令第 13 条第 1 項第 1 号の 5 に規定される緊急自動車※の指定を受けました。

昨年 7 月に県立総合病院が救命救急センター指定を受けており、一刻も早く医師が救命処置を行うことは救命率の向上を目指す有力なツールとなります。

静岡市消防局の要請により「ドクターカー」に当院の救命救急センターのスタッフが搭乗し、災害や事故の現場に急行したり、搬送途中の救急車とドッキングして治療を開始します。

ただ今、ゴールデンウィークに間に合う時期での運用開始を目指して訓練中です。

※平成 20 年 4 月 25 日に道路交通法施行令の一部が改正され緊急自動車の指定対象に追加された乗用車型のドクターカー（患者搬送のための特別な構造又は装置を有しない医師派遣用自動車）。

県内では 2 台目の導入となります。

○車両の概要

四輪駆動車。雨の日や山間部でも安定した力強い走行が可能です。

(ドクターカー全景)



(ドクターカーと医療スタッフ)



(問合せ先)

静岡県立総合病院 経営企画課 (静岡市葵区北安東 4-27-1)

電話：054-247-6111 (代表) (内線 2123)